明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○刑を言い渡された者の移送に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の条約（一一）　二

〔告　示〕
○刑を言い渡された者の移送に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の条約の効力発生に関する件（外務二七七）　三
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一四一九）　三

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　三

本号で公布された法令のあらまし

◇刑を言い渡された者の移送に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の条約（条約第一一号）（外務省）

この条約は、我が国とイランとの間で、相手国において刑を言い渡された自国民等受刑者をその本国に移送するための手続等について定めたものである。この条約は、前文、本文一七箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1　この条約の適用上、「刑」とは、裁判所が犯罪を理由として命ずる有期又は無期のあらゆる刑罰であって自由の剥奪を伴うものを、「裁判国」とは、移送され得る者又は移送された者に刑を言い渡した締約国を、「執行国」とは、刑を言い渡された者がその刑に服するために移送され得る締約国又は移送された締約国をいう。（第一条関係）

2　締約国は、刑を言い渡された者の移送に関してこの条約に従い協力のための最大限の措置をとることを約束する。刑を言い渡された者は、自己に言い渡された刑に服するため、裁判国の領域から執行国の領域に移送されることができる。（第二条関係）

3　刑を言い渡された者については、判決が確定していること、当該刑を言い渡された者が移送に同意していること、刑が科せられる理由となった作為又は不作為が執行国の法令により犯罪を構成すること又は執行国の領域において行われたとした場合において犯罪を構成すること、裁判国及び執行国が移送に同意していること等の条件が満たされている場合に限り、この条約に基づいて移送することができる。（第三条関係）

4　刑を言い渡された者の移送の要請については、当該移送がいずれかの締約国の主権、安全、公の秩序その他の重要な利益を害するおそれがある場合には、拒否することができる。（第四条関係）

5　裁判国は、刑を言い渡された者であってこの条約の適用を受けることのできる全てのものに対し、この条約の内容を通知する。裁判国は、刑を言い渡された者がこの条約に基づき移送されることについて関心を表明した場合には、刑を言い渡された者の氏名、刑の根拠となった事実、刑の性質及び期間等の事項とともに、その旨を執行国に通報する。（第五条関係）

6　移送の要請及び回答は、両締約国の権限のある当局間で、外交上の経路を通じ書面により行う。要請を受けた国は、要請された移送に同意するかしないかについての決定を速やかに要請国に通報する。（第六条関係）

7　執行国は、裁判国の要請があった場合には、裁判国において刑が科せられる理由となった作為又は不作為が執行国の法令により犯罪を構成することとした場合において犯罪を構成することを示す関係法令の写し等を裁判国に提供する。裁判国は、移送の要請が行われた場合において、裁判国又は執行国が移送に同意しない旨を他方の国に既に通報しているときを除くほか、判決及び判決の根拠となった法令の写し等を執行国に提供する。（第七条関係）

8　裁判国は、移送について同意する刑を言い渡された者が、任意に、かつ、移送の法的な効果について十分な知識をもって、同意することを確保する。裁判国は、執行国に対し、同意がこのような条件に従って行われたことを領事等を通じて確認する機会を与える。（第八条関係）

9　執行国の当局による刑を言い渡された者の身柄の受領は、裁判国における刑の執行を停止する効力を有する。裁判国は、執行国が刑の執行を終了したと認める場合には、当該刑をもはや執行することができない。（第九条関係）

10　執行国は、自国の法令に従い必要な措置をとることにより裁判国の刑の執行を継続する。移送後の刑の執行の継続は、執行国の法令により規律される。執行国は、裁判国において決定された刑の法的な性質及び期間を受け入れなければならない。もっとも、執行国は、刑の性質又は期間が自国の法令に適合しない場合等には、その性質及び期間について裁判国において命ぜられたものより重いものとしないこと等を条件として、裁判国において命ぜられた制裁を同一の犯罪行為について自国の法令に規定する制裁に合わせることができる。（第一〇条関係）

11　各締約国は、自国の憲法及び法令に従い、特赦、大赦又は減刑を認めることができる。判決に対する再審の請求については、裁判国のみが決定する権利を有する。執行国は、決定又は措置であってその結果として刑を執行することが不可能となるものについて裁判国からの通報を受けた場合には、直ちにその刑の執行を終了する。執行国は、刑の執行が終了したと認める場合その他の場合には、裁判国に対して刑の執行に関する情報を提供する。（第一一条～第一四条関係）

12　両締約国間における情報及び文書の提供は、それらの宛先となる締約国の言語又は英語により行う。この条約の適用に当たり要する費用は、専ら裁判国の領域において要する費用を除くほか、執行国が負担する。（第一五条関係）

13　両締約国は、いずれか一方の締約国の求めにより、この条約の解釈及び適用について協議する。（第一六条関係）

14　この条約の効力発生、終了等について規定している。（第一七条関係）